

使用料の見直し（案）

条例の名称	海岸の占用料等及び海底の土地の使用料等の徴収に関する条例
-------	------------------------------

以下は令和8年第1回定例県議会へ提案した条例改正案の内容です。
県議会で条例が可決された場合、令和8年4月1日から施行する予定です。

別表第1

< 占用料及び使用料 >

（単位：円）

区分	単位	料金		
		改定前	改定後（案）	改定見込額
< 占用の場所が市の区域にあるもの >				
電柱（支柱及び支線を含む。）	本/年	700	<u>710</u>	10
鉄塔	基/年	920	<u>930</u>	10
軌条	m/年	450	<u>460</u>	10
軌条（短期）	m/月	100	100	0
樋管等の埋架設物	m/年	100	100	0
住宅、家屋等の建物（露店、納涼地及び小屋掛を含む。）	m ² /年	140	140	0
通路又は通路橋	m ² /年	70	70	0
えん堤、水路又は暗きよ（排水路、水源施設等の工作物を含む。）	m ² /年	130	130	0
物置	m ² /年	140	140	0
造船その他のための作業場	m ² /年	140	140	0
物揚場	m ² /年	100	100	0
係船用杭	本/年	130	130	0
栈橋	m ² /年	110	110	0
係留場（貸ボート用）	m ² /年	710	<u>720</u>	10
係留場（遊船その他用）	m ² /年	360	360	0

(単位：円)

区分		単位	料金		
			改定前	改定後(案)	改定見込額
養魚場		m ² /年	70	70	0
耕作地		m ² /年	10	10	0
物干場		m ² /年	100	100	0
牧場		m ² /年	9	9	0
温泉鉱泉(試掘泉源、浴場等を含む。)		m ² /年	300	300	0
広告板	表面積2m ² 未満のもの	枚/年	1,700	1,700	0
	表面積2m ² 以上のもの	枚/年	2,400	<u>2,450</u>	50
広告塔	最大径0.6m未満かつ高さ3m未満のもの	基/年	6,200	<u>6,300</u>	100
	最大径1.5m未満かつ高さ5m未満のもの(最大径0.6m未満かつ高さ3m未満のものを除く。)	基/年	15,500	<u>15,700</u>	200
	最大径1.5m以上かつ高さ5m以上のもの	基/年	31,000	<u>31,500</u>	500
材料置場		m ² /年	110	110	0
漁業用工作物		m ² /年	100	100	0
水産養殖場		a/年	16	16	0
< 占有の場所が町村の区域にあるもの >					
電柱(支柱及び支線を含む。)		本/年	570	<u>580</u>	10
鉄塔		基/年	780	<u>790</u>	10
軌条		m/年	280	280	0
軌条(短期)		m/月	80	80	0

(単位：円)

区分	単位	料金			
		改定前	改定後(案)	改定見込額	
樋管等の埋架設物	m/年	90	90	0	
住宅、家屋等の建物(露店、納涼地及び小屋掛を含む。)	m ² /年	100	100	0	
通路又は通路橋	m ² /年	50	50	0	
えん堤、水路又は暗きよ(排水路、水源施設等の工作物を含む。)	m ² /年	110	110	0	
物置	m ² /年	100	100	0	
造船その他のための作業場	m ² /年	100	100	0	
物揚場	m ² /年	70	70	0	
係船用杭	本/年	100	100	0	
栈橋	m ² /年	90	90	0	
係留場(貸ボート用)	m ² /年	540	550	10	
係留場(遊船その他用)	m ² /年	280	280	0	
養魚場	m ² /年	70	70	0	
耕作地	m ² /年	10	10	0	
物干場	m ² /年	70	70	0	
牧場	m ² /年	8	8	0	
温泉 鉱泉(試掘泉源、浴場等を含む。)	m ² /年	240	240	0	
広告板	表面積2m ² 未満のもの	枚/年	1,350	1,350	0
	表面積2m ² 以上のもの	枚/年	1,900	1,900	0

(単位：円)

区分		単位	料金		
			改定前	改定後(案)	改定見込額
広告塔	最大径0.6m未満かつ高さ3m未満のもの	基/年	4,600	<u>4,650</u>	50
	最大径1.5m未満かつ高さ5m未満のもの(最大径0.6m未満かつ高さ3m未満のものを除く。)	基/年	11,600	<u>11,800</u>	200
	最大径1.5m以上かつ高さ5m以上のもの	基/年	31,000	<u>31,500</u>	500
材料置場		m ² /年	90	90	0
漁業用工作物		m ² /年	80	80	0
水産養殖場		a/年	11	11	0

別表第2

<土石採取料及び採取料>

(単位：円)

区分		単位	料金		
			改定前	改定後(案)	改定見込額
砂利		m ³	172	<u>175</u>	3
切込砂利		m ³	141	<u>143</u>	2
砂		m ³	131	<u>133</u>	2
土砂		m ³	120	<u>122</u>	2
土		m ³	120	<u>122</u>	2
泥土		m ³	82	<u>83</u>	1
粘土		m ³	147	<u>149</u>	2
礫		m ³	95	<u>96</u>	1
栗石(径8cm以上20cm未満のもの)		m ³	172	<u>175</u>	3
玉石(径20cm以上35cm未満のもの)		個	56	<u>57</u>	1

(単位：円)

区分		単位	料金		
			改定前	改定後(案)	改定見込額
転石	径35cm以上60cm未満のもの	個	69	<u>70</u>	1
	径60cm以上90cm未満のもの	個	82	<u>83</u>	1
	径90cm以上のもの	個	132	<u>134</u>	2

【備考(転石)】

改正前	改正後(案)
1 庭石として採取する場合の土石採取料又は採取料の額は、上記金額の10倍とする。	1 (同左)